

1. 産学官連携の戦略的な展開の方向

(1) 産学官連携戦略の策定と必要な組織体制の確立

現在、各大学は競争的な環境の中で切磋琢磨し、自らの選択に基づき、世界的な教育研究、幅広い職業人養成、総合的、国際的な教養教育、地域密着型、さらには地域の生涯学習など、機能別に分化し、それぞれが特色を出していくことが求められている。

産学官連携活動についても、各大学等においては、イノベーションの創出に向けて教育・研究と新たな社会価値の創造の三要素についてバランスの取れた一体化を図る視点に立ち、それぞれが定める使命に即して、我が国の産学官連携をめぐる様々な課題を念頭に置きながら、主体的かつ多様な取組を戦略的に展開することが望ましい。その際、各大学等においては、運営費交付金や私学助成などの基盤的資金や競争的資金、あるいは受託研究収入やライセンス収入などの多様な財源を確保し、自立的・効率的な運営を行うことを基本として考えるべきである。

このため、各大学等においては、取り組むべきリエゾン機能、契約機能、TLO機能及び初期段階のインキュベーション機能等の業務や体制整備など産学官連携を支える組織の強化に必要な財源の確保を基本として、中長期的な産学官連携戦略を、資金計画を含んだ形で作成することが必要である。

その際、組織の効率的な運営を図るため、既存の組織や人員については、設置や配置の際に定めた形態に縛られることなく、各大学等で定めるその時々々の使命に即して、柔軟に形態を変えていくことが望ましい。

(2) 組織的・戦略的な共同研究等の推進

今後、イノベーションの創出に向けたより本格的な産学官連携の深化を図るためには、まず大学等において、国内のみならず国際的な視点に立った研究戦略に基づいて、研究者の自由な発想に基づく、独創的、先進的な研究を行うとともに、大学等における最新の研究動向等について大学等と企業等の関係者が情報共有できる場を設けるなど、産学官で日ごろから意思疎通を図ることが必要である。

共同研究等の実施に当たっては、産学官がお互いの立場を理解・尊重したうえで、組織的・戦略的な連携により研究課題の設定段階から対話を行うことが求められる。企業等においては、そもそも大学等の教育・研究は教員個人の自由な発想に基づく研究とその成果に基づいた教育を自律的な運営の下で行うものであることを踏まえた上で、明確なニーズと、研究開発戦略、商品化プラン、マーケティング等の中長期的なビジョンを持って、大学等へのアプローチを行うことが肝要である。その上

で、個別の共同研究等を開始する段階で大学等と企業等との間で徹底的に議論を行い、双方が合意できる共同研究等の計画を策定するプロセスを経ることで、産学官が目標を共有し、適切な役割分担を行ったうえで、基礎から応用までを見通した長期的な視点に立って、共同研究等を推進することが必要である。

さらに、個別の共同研究等の成果を大学等の研究機能の強化につなげ、持続的・発展的な産学官連携活動を展開するためには、企業等の研究開発責任者や大学等の知的財産本部長等が、共同研究等の連携の企画、個別の連携のマネジメント、個別の連携の評価、知的財産の取り扱い、公的資金の導入等について、大学等の学術研究の活性化や企業等の研究開発業務の強化につなげる観点から組織的に検討を行う場を設けることが考えられる。

また、大学等の研究者全体の産学官連携の重要性や企業等の研究開発活動に対する認識や理解を深めたり、知的財産マインドを高めたりすることも重要であり、そのためには大学等の教職員や学生が実際に企業等で就業し、あるいは就業体験の機会を得ることも有効であると考えられる。「社会総がかりで教育再生を・第2次報告」においては、大学における企業との人事交流や長期インターンシップの導入を提言している。各大学等においては、それぞれの実情に応じて兼業、出向、研究休暇制度などを整備するとともに、希望する教職員が円滑にそれらの制度を活用できるよう適切な配慮を行うことが必要である。また、現在、各大学等においては、その教育理念・目標などに基づき、単位認定を行う授業科目として、企業等における学生自らの専攻やキャリアに関連した就業体験（インターンシップ）の導入を進めつつあるが、実践的な研究人材を育成する観点から、産学共同で特に大学院生を対象とする質の高い長期のインターンシップの開発・導入が求められる。

（3）国際的な産学官連携活動の推進

国際的に通用する知財人材の育成・確保

国内外を問わず、知的財産戦略の成否が人材にかかっていることは言うまでもない。国際的な産学官連携を進めるためには、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財人材の育成・確保に取り組むことが不可欠である。

このため、各大学等においては、海外研修等を通じ、知的財産本部における国際的に通用する知財専門人材を育成・確保するための取組を行うことが必要である。

その際、知財に関心があるポスドク等の理系人材の活用を視野に入れることも考えられるほか、海外の大学に弁護士等の資格取得を目的として留学させることや、海外大学のTLOと連携関係を構築し、知的財産本部の職員を海外大学のT

ＬＯに派遣してＯＪＴによる研修を行うことなども考えられる。

国際法務機能の強化と紛争予防

平成１８年５月の大学等の知的財産本部へのアンケート調査では、国際的に通用する知財人材の育成・確保のみならず、大学等において交渉・契約実務を担う国際法務機能を強化することや、知的財産本部の職員の資質向上が指摘されている。

このため、大学等の知的財産本部において、海外企業向け窓口の一元化や共同研究契約書等の書類の英訳など事務処理体制を整えるほか、弁護士、弁理士等の外部専門家を活用した契約・交渉や契約書の作成など組織的な支援体制を整備することが必要である。なお、海外では、自らの権利を守る姿勢を明確にするため、大学等が権利侵害を受けた場合、相手方に対して警告状を発する例が多く、国際法務機能を強化することは、国際的な産学官連携を進める上で生じる紛争リスクを回避するためのマネジメント体制の構築という観点からも重要である。

また、海外企業との窓口となる知的財産本部の事務職員に対し、海外企業との接し方やマナー、最低限の契約実務などについての必要な研修機会を設け、職員の資質向上に努めることが望ましい。

国際産学連携・情報発信機能の強化

海外企業からの共同研究や受託研究の受入れを促進するためには、海外企業と大学等とのニーズとシーズをマッチングすること、具体的には、諸外国における海外企業の研究開発動向を調査した上で、当該海外企業にアプローチを行い、例えば基本特許などを核とした共同研究を推進することが重要である。その際、海外大学等の産学官連携や知的財産に関する情報交換を行うことができるようなネットワーク作りを行っておくことが有効であると考えられる。

また、寄附講座の開設、コンソーシアムの形成など、海外企業との産学連携全般を促進することも重要である。

さらに、大学等のホームページ上で公開されている研究者情報や研究成果を英訳することや、研究シーズ情報を海外企業に発信することなどが必要である。このため、海外企業をターゲットにリエゾン活動を行う人材を知的財産本部に配置することが必要である。その際、大学等と海外大学のＴＬＯが提携関係を構築し、当該海外大学のＴＬＯと関係のある企業へ研究成果についてのリエゾン活動を行うことも考えられる。

なお、海外への大学等の情報発信については、海外からの対日直接投資の促進を図るため、政府全体で取組が進められている“INVEST JAPAN”な

どとタイアップして相乗効果を発揮すべきである。

海外特許の戦略的な取得と出願支援の強化

大学等において、効率的・効果的に海外特許を取得するためには、諸外国における特許事情や、当該大学の研究成果の「強み」（基本特許となり得る発明等）を考慮した上で、どのような特許をどの国に出願し、権利取得するのかなどの海外特許戦略の策定が必要であり、またそれを策定する人材が必要である。

また、海外特許出願経費については、これまでも独立行政法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が支援しているところであるが、大学等からの申請件数が増加していることや大学等の知的財産活動の基盤整備の状況を踏まえ、支援件数の増加など海外特許出願の支援強化が必要である。その際、JSTへの申請に当たって、大学等における発明の特許性の事前調査が不十分であるとの指摘を踏まえ、JSTが支援する出願を選定する際、申請する大学等が事前調査を自らきちんと行うような仕組みを整え、その上でこれら権利取得のための取組を促進する必要がある。

地域の大学等を支援する産学官連携のためのネットワーク（場）の形成

自らの方針として主として地域貢献に力を入れている大学等の中にも、国際的に通用するシーズを有している場合も少なくない。しかしながら、このような大学等では、国際産学官連携活動を行うのには費用対効果が小さく、海外企業との契約・交渉などの国際法務機能の強化や海外特許出願の事務等に対して、独自で十分な人材や資金を充てるのは困難である。また、国際産学官連携に関する共通の課題、大学等における成功・失敗事例等については、それぞれの大学等で活用するのみならず、大学等の間で共有化することも重要である。

このため、地域の大学等における国際産学官連携に関する共通的な事務を補完するとともに、有益な情報を大学等の間で共有化するため、産学官連携のためのネットワーク（場）を形成することが必要である。

（４）研究分野に応じた産学官連携体制の構築

ライフサイエンス分野の技術移転体制の強化

ライフサイエンス分野は、基礎研究から実用化まで、他の分野と比して多くの研究投資と時間を要し、また、研究投資の回収のために知的財産権の確実な保護が必要な分野である。したがって、今後、大学等においては、基礎的な研究の強化や臨床研究等の研究基盤や治験体制の整備を前提にしつつ、戦略的な知的財産の創出・管理・活用を促進するとともに、これらの活動を支えていくための人材

の育成・確保や体制整備を行うことにより、一層の産学官連携体制の強化を図ることが重要である。

特に、ライフサイエンス分野の知的財産の活用のためには、例えば次の取組を行うことが必要である。

実用化につながるようなシーズの厳選

実用化までの研究戦略の策定と実施体制の整備（企業や複数の研究室との連携した研究の実施体制等）

分野の特殊性を踏まえた特許等知的財産権の保護、活用に関する戦略の策定（特許権等の取得におけるデータの収集や権利範囲の策定等、他者の特許権等の整理、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）を踏まえたライセンス等に関する方針の策定等）

これらの取組を行える人材は、ライフサイエンス関係の研究開発を行っている企業に在籍し、製品化に直結した研究開発、知的財産業務やシーズの選別等を行う業務を経験した人材が想定される。そして、このような人材を確保・育成するとともに、大学等の各産学連携部門（研究、知的財産、契約）等の組織にとらわれず、縦横に活動できる体制を構築し、研究成果の活用を図ることが重要である。

研究成果有体物の管理・活用体制の整備

ライフサイエンス分野では、研究成果の特許権による保護・活用は重要であるが、そのためのコスト等を考慮すると、確実に特許等により保護できるシーズの範囲は限定される。一方、産業界においては、研究材料提供契約（MTA）などによるリサーチツール（抗体や遺伝子組み換えマウスなど）の研究成果有体物の利用ニーズが大きい。

したがって、今後は、大学等において、研究成果有体物の適正な管理・活用のための体制を整備することが求められる。

具体的には、まず、大学等において一元的に管理される研究材料提供契約の範囲の拡充を図ることが重要である。その際は、例えば、有償提供を行う場合に加え、研究者が大学等の方針とは異なる契約を行う場合や、外国機関との契約について重点的に知的財産本部等で管理することとするなど、大学等の人材資源と研究活動への影響に配慮しつつ管理範囲の適正化を図る必要がある。

さらに、有用な研究成果有体物の発掘を行い、データベースを構築するなど、その情報を積極的に発信することも重要である。

また、契約業務が円滑に行われるよう、契約実務を行う人材の確保、契約のマニュアル・雛形の整備、複数の大学や研究機関で共同管理を行う体制の構築等、

研究材料提供契約やその運用が、研究の実態に応じた柔軟性が確保されつつ、円滑に行われるような体制の整備が必要である。

臨床研究の利益相反マネジメントの強化

昨今、様々な事件を通じ、臨床研究の利益相反問題に関して社会の関心が高まっている。各大学等においては、一般的な利益相反ポリシーは策定され、マネジメント体制が整備されつつあるが、倫理性・安全性・信頼性の確保等から特に慎重な対応が必要である臨床研究の利益相反ポリシーの策定やマネジメント体制の構築は緒に就いたばかりである。

今後は、臨床研究の実施には産学官連携が不可欠であるという認識を持ち、大学等においては、研究者と産業界の連携を過度に制限することのないよう、産業界との連携を保ちつつ、研究成果の公平性が担保されるようなマネジメントを行うことが必要である。各大学等においては、臨床研究の利益相反ポリシーやマネジメント体制の整備を行うとともに、具体的なノウハウ等についての事例が、大学等に周知されることが望ましい。

ソフトウェア等の活用の促進

大学等の知的財産である最先端ソフトウェア等の開発・流通・活用は、産業競争力強化のための重要な課題である。このため、大学等においては、特許だけでなく、ソフトウェア等の著作権を含め知的財産全般について教職員の認識や理解を深める必要がある。さらに、大学等の研究者と複数の企業による共同開発システムの形成など産学が連携してソフトウェア等の技術移転や実用化を図る仕組みを構築するため、各大学等において、ソフトウェア等に係る著作権の管理・活用を推進するとともに、産業への移転に必要な人材の確保や体制の整備を行うことが必要である。

(5) 事業化支援機能の強化

大学等発ベンチャー創出のためには、ベンチャー創出の核となる技術を中心として継続的に技術開発を行っていくことに加えて、学生や教職員に対する起業に関する理解や意識の向上、相談・支援要員の配置、またインキュベーション施設の確保を含む各種支援機能の充実を図ることが不可欠である。

このため、大学等における取組としては、特許や起業相談室の開設や専門的人材の配置、事業化の可能性の大きい研究成果の特許等の取得の促進や維持の支援、製品化・事業化に向けた研究支援、兼業等の活用による大学等の研究者のベンチャー参加促進、起業家やベンチャーの経営を支援する人材の配置と育成、インキュベ-

ション施設の確保や活用促進にこれまで以上に取り組むことが必要である。

さらに、今後は、例えば、大学等の知的財産本部や産学連携本部にベンチャービジネスに精通した人材を配置し、そのような人材を核として、ベンチャー支援機関、投資ファンド、中小・大手企業との連携体制を構築し、双方の情報を共有するとともに、シーズの評価、経営、資金等の事業化支援機能の強化を図ることが考えられる。また、大学等発ベンチャーが海外展開を図る際には、知的財産やリスク事前回避策も含めた法務的事項について相談できる窓口や専門的人材の確保も必要である。

(6) 地域における産学官連携体制の強化

地域におけるイノベーションの創出に向けて、知的財産創造の拠点たる大学等は、地域の「知」の拠点として地域の振興につながる新たな知的財産を生み出すことが期待されている。

地域における産学官連携の取組としては、例えば、「知的クラスター創成事業」により各地域におけるクラスター形成に向けた取組が着実に進捗しつつあるなど、優れた成果が生まれている。その一方で、地域の中小企業と大学等との共同研究と、大学等の知的財産管理との接続は必ずしも十分ではない。これは、従来の大学等の知的財産管理活動の対象が、大企業とベンチャー企業中心であったことから、地域の中小企業との多様な連携に大学等の知的財産の管理体制が十分に対応できていないことが影響しているものと考えられるが、地域の中小企業も最近では知的財産重視の戦略を掲げている。

このため、大学等は、このような地域の中小企業のニーズに対応するべく、知的財産の管理・活用の面でも、地域の産業政策を担う地方公共団体や、地域産業の振興に資する試験研究を行っている公設試験研究機関との連携の強化を図りつつ、地域の中小企業や農林水産業を含め地場産業との連携を進めるなど、地域における産学官連携体制の強化を図りつつ、知的財産活動を進める必要がある。

大学等が地方公共団体等とより有意義な連携を図るためには、大学等関係者、とりわけ総務、財務等を担当する事務職員が、大学制度等に関する基本的な認識、大学等に関係する財政制度等についての十分な知識と理解、さらに地方公共団体の行財政制度に関する一定の知識を持ち、大学等全体として、地方公共団体の企画を担当する職員に対して大学等の教育研究の特性やそれに起因する意思決定方式等について理解を得られるよう説明できることが肝要である。

また、地域において持続的・発展的な産学官連携活動を展開し、当該地域の発展に継続的に貢献するためには、地方公共団体においても、地域振興における大学等の果たす役割を積極的に評価し、産学官連携による地域振興について行政上の重要な課題として位置付け、地方公共団体としての明確な方針を持った上で積極的な取

組を行うことが必要である。

(7) 知的財産基盤が脆弱な大学等の知的財産活動の強化

これまで「大学知的財産本部整備事業」の支援対象となっていない小規模大学等や地方大学等においても、国際的な水準の研究成果を有している場合があり、それぞれに最適な技術移転体制や産学官連携体制を構築することが求められている。また、これまでの産学官連携は科学技術に着目した施策が中心であったこともあり、人文科学、社会科学、教育、芸術等の分野における産学官連携は必ずしも十分ではないのが現状であるが、今後は、これらの分野においても、コンテンツ開発や法務・経営に関するコンサルテーション等、大学等の研究に基づく優れた知見を社会に提供することで、優れた人材の育成や新たな社会価値の創造に資することが期待される。このような観点から、知的財産基盤を構築する取組が進んでいない大学等についても、人文社会系を含め、その知的財産活動の強化を図ることが不可欠である。

その際、各大学等の特性、実態を考慮した体制を構築することが重要であり、大学等が自ら目利きのできる人材を確保するとともに、外部の専門家が関与する発明の評価の仕組みを導入するなど、効率的な運用体制の整備が求められる。

(8) 多様な産学官連携体制の構築

国公立の大学等間の連携やコンソーシアムの形成

「大学知的財産本部整備事業」は、産学官連携活動を行う土壌のある43大学等を中心に進められてきた。このため、対象となっていない大学等においては、知的財産本部は置かれているものの専任で知的財産活動を行う人材が配置されていないために活動が活発でなかったり、そもそも知的財産活動を行う組織の整備が進んでいなかったりする大学等も少なからず見られる。しかしながら、これらの大学等においても、優れた研究成果を擁し、知的財産活動の必要性が生じるケースがある。したがって、「大学知的財産本部整備事業」の対象大学等を中心に、連携体制やコンソーシアムを形成し、本事業で培った人材、ノウハウを活用して、このような大学等の知的財産活動に協力することが重要である。

また、大学等間の連携には、例えば、

特定の大学等を拠点校として近隣の大学等の知的財産活動を支援する連携
専門領域に特化した連携

知的財産活動を経験した事務職員の他大学等への異動等を通じた人事交流
複数の大学等で、知的財産活動を行う人材を雇用するための連携

など様々な形態が考えられる。

これまでの大学等間の連携は、国立大学等の法人化前の経緯から、国立同士、

あるいは私立同士という形態で進められてきたことが多かったが、今後は、各大学等の知識やリソースを効率的に活用するために、研究者の異動等も考慮に入れながら、国公私立を通じた連携を構築することが求められる。特に、産学官連携の大型プロジェクトの実施に際しては、戦略的な知財管理体制を常に機動的に発揮できるようにすることが求められる。

このような連携を通して、国からの直接的な支援を受けていない大学等における知的財産活動を支援することは、我が国全体の大学等における知的財産活動の活性化を図る上で極めて効果的であると考えられる。

T L O機能の内部化や外部のT L Oとの連携強化

国立大学では、法人化移行、T L Oについて、国立大学法人内部にT L Oを設立するもの、外部のT L Oが国立大学法人に業務移管するもの、国立大学法人が外部のT L Oに出資するものなど、様々な試みがなされている状況にある。一般的に、内部型は大学による知的財産の一元管理が可能となり、企業から見て知的財産の帰属先が明確であるなどのメリットがある一方、外部型は大学が訴訟リスクを回避しやすいなどのメリットがある。

大学等の産学官連携機能や技術移転機能を最適に発揮する観点からは、大学等の知的財産本部とT L Oの一本化や連携強化が望ましいものと考えられるが、大学等の知的財産本部とT L Oは、単に一本化することが重要なのではなく、それによりライセンス活動のみならず企業等との共同研究や受託研究の募集など、外部へのワン・ストップサービス的な役割を果たせるかが重要である。

大学等の知的財産本部とT L Oとの関係は多様な形態が考えられ、それぞれのメリット、デメリットを踏まえ、個々の大学等の特性、実態に応じた体制の構築が必要であり、各大学等が自らの責任でその内部化や連携強化を図ることが重要である。その際、最初に決めた形態に縛られることなく、各大学等で定めたその時々々の使命に即して、柔軟に形態を変えていくことが望ましい。

J S Tなど外部組織の活用

すべての大学等に知的財産の創出・管理・活用を行うための機能を整備することは必ずしも現実的ではなく、個々の大学等の特性や実態を考慮し、最適な体制を構築していくことが重要である。その際には、大学等が外部組織を活用することも有効な方策の一つであると考えられる。

現在、J S Tの技術移転支援センターでは、特許化支援、技術移転目利き人材育成など大学等における知的財産活動の支援や技術移転総合相談、マッチング機会の創出、開発あっせん・実施許諾など大学等の技術移転活動を総合的に支援し

ている。

今後、大学等における基本特許につながる重要な発明の海外出願、国際的な産学連携、技術移転、事業化を戦略的に進めるためには、JSTが実施している特許化支援事業の海外出願の状況について、大学等ごとの状況や分野ごとの出願状況を調査して、有効な支援に活用することが望まれる。さらに、海外特許出願支援においてより特許の質を重視した重点的な支援を行うなど技術移転支援センターの支援内容の充実を図る必要がある。

(9) 質を重視した戦略的な基本特許の取得

研究成果の着実な特許権による保護のためには、特許取得件数の拡大は重要であるが、特許の活用の戦略を立案し、特許請求の範囲や発明の詳細な説明の記載を充実させ、各特許の権利範囲の拡充を行うこと、すなわち各特許の質の向上も重要である。

そして大学等において特許の質を向上させることは、特許経費の削減や産業の発展に貢献することはもちろん、質を向上させる過程で発明の本質と理論の追及を行うため、基礎研究の深化と発展につながるものである。

したがって、今後は、イノベーションの創出に向けて、産学官が連携して、件数のみに偏らず、特許の質を重視し、応用範囲の広い基本特許となるような特許を戦略的に取得していくことが重要である。このため、

技術動向の把握

発明技術の価値の評価（特許性、技術優位性、市場動向、事業化における障害、学術研究への貢献性等を考慮した出願の要否の選別）

特許の権利範囲の拡充（先行技術を十分把握した上で、アイデアの核心を理論的に追及し、それにより導き出された原理・法則や研究データを基に特許の権利範囲の拡充を図ること等）

国際的な権利保護

を着実に行うことが重要である。

(10) 大学等の知財人材の育成・確保

大学等において知的財産活動に専任する人材の約8割は外部人材（企業OB等）であるが、大学等が自立的・効率的に知的財産活動に取り組むためには、内部専任人材の飛躍的な増強が必要である。

各大学等における知財人材の育成・確保のためには、知的財産本部の経済基盤の確立・強化が肝要であり、各大学等において中長期的な財政戦略を確立する一方で、すでに育成されつつある若手知財人材に多様なキャリアパスを提示していくことも

重要である。さらに、国際的な産学官連携活動、ライフサイエンス分野の知的財産活動等、大学等において人材不足が顕著な分野では、当該分野に関して、高度な専門性を有し、戦略的なマネジメント実務を行うことのできる知財人材の育成・確保が不可欠である。

このため、各大学等においては、例えば次のような取組について検討することが必要である。

一般の事務職員や技術職員とは区別された知財専門職員の採用・研修・人事ローテーション

知財専門職員に対する処遇（給与等）面でのインセンティブの付与

育成される若手知財専門職員への多様なキャリアパスの提示

専任指導者による徹底したグループ学習による指導など、効果的なOJTの実施

体系的な学内研修、外部研修（海外研修を含む）への積極参加、企業や法律事務所における実務研修など、実務能力を育成する効果的な人材育成

他大学等の職員に対する研修の実施など、機関の枠を超えた人材育成

大学の学部・大学院におけるそれぞれの専攻に即した多様な知財教育の展開とこれに連携した人材育成

2. 国の支援の在り方

今後の産学官連携は、各大学等が競争的な環境の中で切磋琢磨し、機能分化を図りながら特色ある教育・研究活動を展開していくことを求められている中で、それぞれが全体の経営を考え、主体的に中長期的な戦略を立てて展開することが肝要であり、各大学等において多様な財源を確保し、自立的・効率的な運営を行うことを基本として考えるべきである。

しかしながら、現時点では、各大学等が知的財産本部や産学官連携本部など産学官連携活動に必要な組織体制の整備を図りつつある状況にあるとともに、産学官連携活動は近年飛躍的に拡大し、内容も多様化しているため、必要な人件費等のすべてを大学等の自助努力により確保することは難しい。また、そもそも大学等における知財人材の抜本的拡充を図ることは、個々の大学等の知的財産活動の展開のみならず、我が国の国際競争力の強化のためにも不可欠である。さらに、産学官連携活動は、企業、大学、公設試験研究機関等の組織が集積すれば自然発生的に生じるものではない。これまでの産学官連携の実績と成果を概観したように、国や地方公共団体がこれらの機関に対して連携に必要な方向性を示したり、必要な制度改正や財政等の支援を行ったりすることにより、イノベーションにつながる優れた成果が生まれてくるものである。

これらを踏まえ、国は、イノベーションの創出に向けて、大学等における産学官連

携活動が失速することなく、その戦略が十全に展開されるよう、各大学等において組織的・戦略的に行われる特色ある多様な取組を積極的に支援することで、産学官連携活動全体の質の向上を図るべきである。

具体的には、国は、大学等で行われる独創的、先進的な研究を引き続き支援するとともに、大学等に潜在しているシーズを顕在化させ、本格的な共同研究等に発展させるための取組や、産学官一体での成長力のある大学等発ベンチャーの創出を推進するための取組をさらに充実すべきである。

さらに、知的財産活動については、「大学知的財産本部整備事業」が実施されてきたこれまでの5年間において、大学等における知的財産の創出・管理・活用の基盤整備が進められてきたことを踏まえて、より効果的・効率的な支援を行う観点から、大学等の活動としては実施のリスクが高く、かつ、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動を重点的に支援することが重要である。

具体的には、すでに産学官連携の基盤が整備されている大学等を対象に、

基本特許の国際的な権利取得の促進、国際知財人材の育成・確保など、国際的な産学官連携体制の強化

ライフサイエンス分野など特定分野の課題に対応した知的財産の管理・活用体制の整備

起業相談、起業家教育、ベンチャー・キャピタルとの連携などの事業化支援体制の強化

などを図るべく、先進的な知的財産戦略を有する大学等の特色ある優れた取組を重点的に支援することが求められる。

また、地域振興における大学等の役割を強化する観点から、大学等と地方公共団体等との連携による知的財産の管理・活用体制の強化や、体制が脆弱な大学等も含めて当該地域における大学等の知的財産活動の活性化を目指した国公立の大学等間の連携やコンソーシアムの形成を支援するとともに、大学等と地域の連携を図るコーディネーターを配置するなど、地域における産学官連携体制の強化を目指す大学等に対する支援を充実する必要がある。

さらには、各大学等の主体的かつ多様な活動の展開に共通の課題として、産学官連携の業務の現場において、優れた資質を有する若手専門人材の養成に取り組む大学等に対する支援や、実践的な研究人材を育成するための産学官共同による質の高い長期インターンシップの開発に対する支援を充実すべきである。

このほか、知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動を支援し、引き続き大学等における産学官連携活動の裾野を広げることも必要である。

また、これらの取組を進める上では、その課題、留意点、方策等についてあらかじめ明確にしておくことが必要である。各大学等に共通する事項、例えば、国際的な

産学官連携活動を進める際に留意すべき各国の特許制度の相違点や海外企業と共同研究契約に関する留意事項や外為法等の各種規制、 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許や研究成果有体物の取扱い、 ソフトウェアの著作権等の管理・活用に関する課題や方策、 大学等においてルール整備等が進んでいない学生の知的財産の帰属や守秘義務の取扱いなどについては、国として調査を行い、大学等への情報提供を行っていくことも重要である。

さらに、国の支援により生まれた優れた産学官連携の事例については、他の大学等や企業等の関係者の参考に資するよう、単にその結果にとどまらず、その過程での関係者の行動、折衝その他の紆余曲折までを含めた成功事例として収集し、情報発信することが必要である。